

平成24年度

岡山県健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

岡山県監査委員

岡 監 発 第 85 号
平成 25 年 11 月 6 日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太 様

岡山県監査委員 蜂 谷 弘 美

岡山県監査委員 遠 藤 康 洋

岡山県監査委員 與 田 統 充

岡山県監査委員 佐 藤 由美子

平成 24 年度決算に係る健全化判断比率及び 資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 25 年 8 月 23 日に審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果については、次の意見書のとおりです。

健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

平成24年度岡山県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の手続

健全化判断比率審査は、次の点に主眼を置き、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、実施した。

- (1) 提出された健全化判断比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか。
- (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

第3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないことから算定されない。

比率名	平成24年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	3.75%	5%
連結実質赤字比率	—	8.75%	15%
実質公債費比率	14.0%	25%	35%
将来負担比率	222.1%	400%	

資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

平成24年度岡山県の各公営企業会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の手続

資金不足比率審査は、次の点に主眼を置き、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、実施した。

- (1) 提出された資金不足比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか。
- (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

第3 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、各会計の資金不足比率は、資金不足が生じていないことから算定されない。

会計の名称	平成24年度	経営健全化基準
岡山県営工業用水道事業会計	—	20%
岡山県営電気事業会計	—	20%
岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	—	20%
岡山県流域下水道事業特別会計	—	20%
岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計	—	20%
岡山県港湾整備事業特別会計	—	20%